

平成 3 1 年度三木町農業委員会
4 月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

平成 3 1 年度三木町農業委員会
4 月定例会議事録

(会 期) 1 日間
(開催年月日) 平成 3 1 年 4 月 2 2 日
(会議時間) 1 5 : 0 0 ~ 1 6 : 5 5
(開催場所) 三木町農村環境改善センター農事研修室
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数 1 8 名

1 番	渡辺 正春	1 1 番	井戸 俊博(欠席)
2 番	佐竹 一夫	1 2 番	藤澤 勇一
3 番	藤本 義伸	1 3 番	中川 詰郎
4 番	香西 俊之	1 4 番	谷井 正隆
5 番	川田 正憲	1 5 番	鎌倉 博之
6 番	溝渕 廣明	1 6 番	小松 洋子
7 番	松田 隆雄	1 7 番	鎌倉 守
8 番	香川 県	1 8 番	高尾 壽一(会長職務代理)
9 番	入倉 修一	1 9 番	脇 博文(会長)
1 0 番	多田 孝夫		

(事 務 局)

1. 山地修事務局長
2. 脇和彦課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 松本裕司係長
5. 谷洋司主任主事

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(再審議)

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) その他

事務局

それでは、4月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等36件と農用地利用集積計画及び農地中間管理機構の農用地利用配分計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は19名中18名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。欠席は、井戸委員です。定例会議事録署名委員につきましては、溝渕委員と入倉委員をお願いいたします。それでは協会長よろしく申し上げます。

会長

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が7件と報告案件が1件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告についてです。皆様の慎重審議をよろしく申し上げます。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：池戸字丁田 2筆 1,445㎡

地目：田2筆

譲渡理由：農業廃止

譲受理由：経営規模の拡大

権利：所有権移転贈与

番号2 申請地：田中字尾端 1筆 1,274㎡

地目：田1筆

譲渡理由：耕作不便

譲受理由：経営規模の拡大

権利：所有権移転売買

番号3 申請地：田中字中免 1筆 1,790㎡

地目：田1筆

譲受理由：経営規模の拡大

権利：所有権移転競売

番号4 申請地：氷上字東中川 1筆 962㎡

地目：畑1筆

譲渡理由：農業廃止

譲受理由：経営規模の拡大

権利：所有権移転売買

番号5 申請地：井戸字公文明 1筆 213㎡

地目：田1筆

譲渡理由：耕作不便
譲受理由：隣接地の取得
権利：所有権移転売買

番号6 申請地：井戸字高木 1筆 394㎡
地目：田1筆
譲渡理由：その他
譲受理由：その他
権利：使用貸借権設定
排水管の埋設
394㎡のうち17.19㎡

番号1について説明します。

番号1については、譲渡人の農業廃止により近隣で耕作している譲受人の経営規模拡大のため譲渡すものです。下限面積等は問題ありません。

番号2について説明します。

番号2については、隣接農地所有である譲受人の経営規模拡大ため売買するものです。下限面積等は問題ありません。

番号3について説明します。

番号3については、平成31年2月に行った定例会において買受適格証明願がされた案件で、この度落札したということで3条申請がされたものです。なお、議案第6号番号20の利用権設定される面積と合わせまして、下限面積を満たすものです。

番号4について説明します。

番号4については、譲受人の経営規模拡大です。下限面積等は問題ありません。

番号5について説明します。

番号5については、耕作不便により、隣接者である譲受人が取得するもので、下限面積等は問題ありません。

番号6について説明します。

番号6については、譲渡理由、譲渡理由がその他とありますが、後ほど説明します議案第4号5条申請番号19の転用案件につきまして、宅地からの排水を行うための排水管を、この申請地である田に埋設するもので、農地法第3条の使用貸借権の設定の申請をされたものです。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの説明をお願いします。

12番委員

番号1については、譲渡人は高齢で耕作できず、隣接農地を耕作している譲受人に譲ります、という話でした。

4番委員

番号2については、譲渡人は町外に住んでおり、今後通って来てまでは耕作はしないということで近所で耕作している譲受人と話がまとまり売買に至ったものです。

7番委員

番号3について、競売に出された農地を申請人が買受たいということで落札し、今回申請されたもので、申請人は農業をしておらず、下限面積要件を満たしていないため、不足分を借受することで下限面積要件を満たすものです。

3番委員

番号4について、譲受人の経営規模拡大ということで売買するものです。

事務局

番号5について、地元委員欠席のため事務局より説明します。申請地は譲受人の家の前にある農地で、譲渡人が通うのに不便と感じていたため、話がまとまり売買に至ったもので下限面積等問題はありませんでした。

1番委員

番号6について、親子間での使用貸借になります。別に支障はないと思います。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

18番委員

確認ですが、番号3に関して4反に満たない分は利用権を設定するようですが、譲受人は農業はしていないのですか。

7番委員

譲受人の親は申請地の近くでやっているのですが、その息子さんになりまして、今は家を出て同じ町内ですが、別に住んで現在は農業に携わっていません。

18番委員

譲受人は、誰かに貸すのですか。

7番委員

いいえ、本人と親と一緒にすると思います。農機具も親が持っているのです。

18番委員

わかりました。

会長

他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。それでは、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請（再審議）について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請（再審議）について

番号1 申請地：鹿庭字別所 4筆 1, 615㎡

地 目：田4筆

譲渡理由：子への贈与

譲受理由：親より受贈

権 利：所有権移転贈与

番号1について説明します。

番号1については、親子間の贈与になりますが、下限面積を満たしておらず平成30年4月の定例会におきまして保留となっていたものです。しかしその際に利用権設定をあわせて行うことで、下限面積を満たせば許可可能という話しでしたが、未だ利用権設定の申請の目途も建っていないことから、再審議を行うものです。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

事務局

補足になりますが、補助事業の関係で、事業の最終年度までに所有権移転を行い名義変更をするという確約書が提出されており、下限面積を満たさないまま3条申請がなされたものです。利用権設定をすることで下限面積を満たせば、所有権移転は可能であること、及び下限面積を満たしていなければ不許可になるであろうことを説明しておりましたが、利用権設定なしでの審議を強く望まれ、前回審議したものです。審議の結果、利用権設定をしていただける見込みをもって本人の行為を待つ形で保留し、最終的に何もできていないとなれば、その時点で否決にするとい

うことで保留にするという結論でした。

3番委員

もう保留にしておく必要がなくなったということですか。

事務局

はい。

会長

この案件については、当初の計画では親から農地を引き継いで農業をするということであったのが、3条申請をするにあたって利用権設定をしてでも農業をやっていこうという意志がなくなったものと思われます。事務局としても保留としておけないということです。このまま進展しないのであれば、否決することも仕方ないと思います。この案件について否決される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で否決されました。それでは、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案第4号、農地法第5条による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井上字東山田 1筆 1, 128㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：太陽光発電設備

番号2 申請地：池戸字大塚 1筆 1, 724㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：太陽光発電設備

番号3 申請地：池戸字鍋淵 1筆 383㎡
地目：畑1筆
現況：宅地1筆
目的：住宅二階建 1棟 113.44㎡
既存納屋平屋建 2棟 140.47㎡
既存車庫平屋建 1棟 20.73㎡

併用地：宅地 495.25㎡

造成時期：昭和52年頃から

番号4 申請地：氷上字東ツフロ木 1筆 1,601㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：太陽光発電設備

番号5 申請地：氷上字東中川 2筆 688㎡
地目：田2筆
現況：田1筆、畑1筆
目的：太陽光発電設備
併用地：山林 370㎡

番号6 申請地：氷上字熊山 1筆 201㎡
地目：田1筆
現況：宅地1筆
目的：既存納屋平屋建 1棟 75.60㎡
造成時期：平成13年頃から

番号7 申請地：井戸字熊田 1筆 16㎡
地目：田1筆
現況：水路1筆
目的：水路
造成時期：昭和56年頃から

番号8 申請地：井戸字高木 1筆 423㎡
地目：田1筆
現況：雑種地1筆
目的：住宅2階建 1棟 80.77㎡
車庫 1棟 30.03㎡

番号1について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他所有農地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他所有農地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

番号3は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号4について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他所有農地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号5について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他所有農地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号6について説明します。

番号6は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号7について説明します。

番号7は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号8について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他所有農地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：鹿伏字下所 3筆 3,084㎡
地目：田3筆
現況：田3筆
目的：分譲住宅2階建 13棟 723.84㎡
権利の種類：所有権移転売買

番号2 申請地：平木字上所 1筆 952㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：分譲住宅2階建 3棟 187.56㎡
権利の種類：所有権移転売買

番号3 申請地：池戸字大塚 1筆 1,125㎡
地目：田1筆

現 況：田1筆
目 的：太陽光発電設備
権利の種類：使用貸借権設定

番号4 申 請 地：池戸字天神 1筆 1,066㎡
地 目：田1筆
現 況：田1筆
目 的：太陽光発電設備
権利の種類：所有権移転売買

番号5 申 請 地：池戸字鍋淵 2筆 425㎡
地 目：畑2筆
現 況：雑種地1筆、宅地1筆
目 的：駐車場
権利の種類：使用貸借権設定
併 用 地：宅地 598.3㎡
造 成 時 期：平成28年頃から

番号6 申 請 地：池戸字鍋淵 2筆 352㎡
地 目：畑2筆
現 況：畑2筆
目 的：住宅平屋建 1棟 112.41㎡
権利の種類：使用貸借権設定

番号7 申 請 地：鹿庭字氷下所 1筆 819㎡
地 目：田1筆
現 況：田1筆
目 的：駐車場
権利の種類：所有権移転売買
併 用 地：宅地 4,087.04㎡

番号8 申 請 地：朝倉字西吉谷 4筆 1,473㎡
地 目：田2筆、畑2筆
現 況：田1筆、雑種地3筆
目 的：農地造成
権利の種類：使用貸借権設定
一時転用 平成32年3月31日まで
1,473㎡のうち1,104㎡

番号9 申 請 地：氷上字西ツフロ木 2筆 1,444㎡

地 目：田2筆
現 況：田2筆
目 的：住宅2階建 8棟 450.48㎡
権利の種類：所有権移転売買

番号10 申請地：氷上字長楽寺 3筆 364.78㎡
地 目：田2筆、畑1筆
現 況：田3筆
目 的：住宅2階建 1棟 84㎡
権利の種類：使用貸借権設定

番号11 申請地：氷上字花丸 1筆 258㎡
地 目：田1筆
現 況：田1筆
目 的：住宅2階建 1棟 66.24㎡
車庫 1棟 30㎡
権利の種類：使用貸借権設定
併用地：宅地 150.62㎡

番号12 申請地：下高岡字塚脇 4筆 767㎡
地 目：田4筆
現 況：田4筆
目 的：駐車場
権利の種類：所有権移転売買
併用地：宅地 8,707.43㎡

番号13 申請地：下高岡字江村 1筆 239㎡
地 目：田1筆
現 況：宅地1筆
目 的：既存住宅兼納屋2階建 1棟 268.46㎡
既存住宅2階建 1棟 59.56㎡
車庫 1棟 32.59㎡
権利の種類：使用貸借権設定
併用地：宅地 618.09㎡
造成時期：平成20年頃から

番号14 申請地：下高岡字八戸 1筆 423㎡
地 目：田1筆
現 況：田1筆
目 的：住宅2階建 1棟 69.56㎡

車庫 1棟 36 m²

権利の種類：使用貸借権設定

- 番号15 申請地：下高岡字八戸 1筆 504 m²
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：迂回路
権利の種類：貸借権設定
一時転用 平成31年6月30日まで
- 番号16 申請地：下高岡字正一 1筆 123 m²
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：車両進入路、駐車場、転回スペース
権利の種類：所有権移転売買
併用地：宅地 517.98 m²
- 番号17 申請地：下高岡字正一 1筆 342 m²
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：住宅平屋建 1棟 165.71 m²
権利の種類：所有権移転売買
- 番号18 申請地：井戸字川西 1筆 509 m²
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：資材置場
権利の種類：所有権移転売買
- 番号19 申請地：井戸字高木 1筆 257 m²
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：住宅平屋建 1棟 98.52 m²
権利の種類：使用貸借権設定
- 番号20 申請地：井戸字檜木 1筆 400 m²
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：住宅平屋建 1棟 91.09 m²
権利の種類：使用貸借権設定

番号1について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号4について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号5について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや代替性も検討されており土地改良区の同意も添付されていました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号6について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号7について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号8について説明します。

当該申請につきましては、建設残土による農地造成で平成32年3月31日までの一時転用になります。

番号9について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号10について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号 1 1 について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号 1 2 について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号 1 3 について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されておりました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号 1 4 について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号 1 5 について説明します。

当該申請につきましては、下水道管設置工事期間中、迂回路として利用するため、平成 3 1 年 6 月 3 0 日まで一時転用するものです。

番号 1 6 について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号 1 7 について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号 1 8 について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号 1 9 について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号 2 0 について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告をお願いします。

10番委員

それでは、現地調査の報告を行います。4月分の農地法関連の申請について去る、平成31年4月15日(金)の午後1時から4条申請8件、5条申請21件につきまして、高尾職務代理者、入倉委員、私、事務局2名の合計5名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請、番号3、6、7 5条申請番号5、13です。これらにつきましては、既に造成が行われておりましたが、始末書が添付されておりました。その他の件につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。地元委員からの説明をお願いします。

18番委員

4条申請番号1について、申請地は学園通りを北に行ったところで、ぶどうを栽培しております。そのハウスを利用して太陽光をつけようとなったものです。

12番委員

4条申請番号2について、地図を見てください。東西へ長く太陽光をするわけで、東の方から河川が流れており、南北は町道になっております。町道の方が高くなっており、大雨が降った際には、申請地の方が低いためそちらに流れるようになりますので、周辺への迷惑が掛からないか気にかかっております。そのあたりの念押しをしていただきたいと思います。

18番委員

4条申請番号3について、現在の家の南側を宅地にして新しく家を建てるということです。

13番委員

4条申請番号4について、申請地に太陽光をするということで、北側にある団地と申請地の間に農道がありますが、それはどうなるのでしょうか。それ以外は特に問題はないと思います。

事務局

東西にはしっている農道は申請地に含まれておりませんので、残る予定です。

3番委員

4条申請番号5について、新川の土手になりますが、自分の土地に太陽光を設置するという事で特に問題はないです。

4条申請番号6について、自分で造成をして平屋建ての倉庫を建てており、今回は正をするもので特に問題はありません。

1番委員

4条申請番号7について、農地を水路として活用しており、その申請になります。

4条申請番号8について、駐車場のようないき方をしておりまして、特に問題はありません。

9番委員

5条申請番号1について、譲受人が13棟の分譲住宅用地として転用するものです。開発地には町道から進入するとともに、家庭排水については水利組合から同意を得ており特に問題はないものと思われまふ。

5条申請番号2について、譲受人が3棟の分譲住宅用地として転用するものです。隣接道路につきまふは、2.5メートル程度農道ですが、建築基準法の規定に基づき1メートル程度後退することにしておりまふ。また排水につきまふも、関係者の了解を得ており特に問題はないものと思われまふ。なお、譲受人は、譲渡人が経営する不動産会社です。

12番委員

5条申請番号3について、三木国分寺線に隣接する農地を太陽光発電にするということだす。関係者の同意も得ておりまふ。

5条申請番号4について、太陽光発電をするということだ、県道いわゆる長尾街道ですけど、店舗の反対側で転用しようということだ。これにつきまふも特に問題はありません。

18番委員

5条申請番号5について、男井間池の南端部に接しているところで、譲渡人の妻である譲受人が事業をしており、その関係で駐車場に利用するということだの使用貸借になります。

5条申請番号6について、今のところの西側に譲渡人の息子さんが家を建てるとということだ、申請があがっております。

会長

5条申請番号7について、譲受人の会社の従業員がだんだんと増えてきて、駐車場の場所がなくなりました。譲受人の会社建物のすぐ西側の農地を駐車場に変えるということだ。現在農道に無断駐車をしている状態になっております。

10番委員

5条申請番号8について、譲渡人の農地ですが雑種地になっている部分もあり埋め立ててから畑にするそうです。その他何の問題もないと思ひまふ。

13番委員

5条申請番号9について、申請地では現在麦を作っており来月末ごろには刈り取り、譲受人が買って水利組合も土地改良も問題なく終わっております。問題ないと思ひまふ。

5条申請番号10について、譲渡人が譲受人である孫の家を建てるもので、水利組合とか確認しており問題はありません。

16番委員

5条申請番号11について、譲受人は譲渡人の娘婿になります。東側の農地に住宅2階建てを建てるということで申請がありました。排水等も問題ありませんでした。周辺も住宅が建っており特に問題はないと思います。

2番委員

5条申請番号12について、譲受人の駐車場として、譲渡人の農地を使いたいということで、排水等も問題はないと思います。

5条申請番号13について、平成20年頃から増設して車庫になっており、既に使っているのを見た感じも問題なさそうなので大丈夫なのではないかと思います。

5条申請番号14について、譲渡人の孫である譲受人の家を建てて住むということで、農地から宅地になるということです。こちらも特に問題はあるように思いませんので大丈夫だと思います。

5条申請番号15について、北側の道に下水道管を埋めるため、その迂回路として使用するため、田の一部を花崗土であげて使用するものになっています。特に問題はないと思います。

5条申請番号16について、譲受人は仕事をしていて、いろいろ仕事用の車を置くスペースとして使いたいということです。長尾街道の北側になるんですが、横にも排水がありまして地上げして、そちらに水は流れるようにするという事なので、問題はないかと思われます。

5条申請番号17について、こちら一枚の田んぼの半分を使って宅地にするということです。排水などの方も話しができていようなので、特に問題はないかと思います。

事務局

5条申請番号18について、地元農業委員欠席のため事務局より説明します。譲受人につきましてはこの申請地の西側、国下池の近くで太陽光発電設備をしております会社の役員を務められています。その事業をするにあたり、その資材また会社の資材置場として使用するのに適した場所であると判断し、会社へ貸資材置場として今回申請を行うものです。

1番委員

5条申請番号19について、親が子のために土地を提供するという事なので、新たに家を建てるということです。

5条申請番号20について、子どもに譲渡して家を建てるものです。進入路、排水についても問題はありません。

会長

ありがとうございました。何か、質問等ある委員の方がいれば挙手等お願いいたします。

2番委員

特にどれというわけではありませんが、太陽光発電設備の申請が多くなってきたと思うんですが、特に今回ふと疑問に思ったことが、住宅に近いところで太陽光になっていますが、こういう時面積とか周りの合意というものがある、いらないというものもあると思うんですが、結構住宅が近いところでは安全面やパネルの反射光とかで、トラブルはなかったのかなと思ひまして。地元で案件が出たときの参考にしたいなあと思うんで、トラブル等そういう話が出たことがあるのか、どこまで農業委員が入っていいのかわからないので、そのへん説明ができるようであればお願いします。

事務局

太陽光に限らず転用申請にあたり、周辺農地の所有者、耕作者からの同意書を添付する必要性は今のところありません。ただし、今回の案件の中にも広範囲1, 000㎡を超えて三木町開発条例で協議が必要になるものもあります。そういったところで農業委員会では周辺農地に影響がないかという観点から判断すると、開発協議の方で周辺所有者の同意を得るように努めるようになっていきますので、そちらの方で事業が適切かどうかという指導については行っていただくような指導を双方で行っていくということになっています。

18番委員

太陽光の反射、輻射熱がどう影響するかいرونうわさでは強く影響する場合もあるみたいですが、農地法で許可かどうかというのは周りの農地にどういう影響があるかという視点からなので、そこまでの農作物に影響するような熱ではない。ですから農地法上では特にそこまで反対にとらえる必要はない。ただ行政的に周りの住民から意見が出てくることもあろうかと思ひます。1, 000㎡以上は町の土木建設課の協議になるけど、2, 000㎡以上になると県になり、また指導が返ってきます。隣接の同意書をとってきてくださいなど、指導が出てくるんですけども。その場合には隣接同意があるからそれが、地元の反対運動と一緒になれば、なかなか難しくなる可能性を含んでいると感じます。

13番委員

私の区域で太陽光設置を業者の方から聞いたんですが、20年30年すると必ず保守をしなければならぬということで、相当費用が掛かる。そのうえに四国電力がその電気のお金は相当昔にやっている人は採算が合っているが、今からやる人は採算が合わないということを聞いたんです。今の場で、返答はいりませんが、本当に厳しい太陽光と聞きました。実際、あと太陽光で失敗した場合もうはっきり言って産業廃棄物、その後に農地に復元できるかということ、ほとんどできないということも聞いています。クラッシャーを入れてしまうと、これを入れると農地は絶対だめだと思ひます。ぼくら農地を守っていく側の立場として、事務局の方もそのへんの先を見越していかないといけないと思ひます。

会長

そのことにつきましては、今後の課題だと思ひます。
他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長

無いようでございますので採決に移りたいと思います。議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてですが、佐竹委員に関連しているものがありますので、佐竹委員の退室を願います。

2番委員

(退室)

会長

それでは、農地法第5条の規定による許可申請番号15について、承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。それでは、佐竹委員の入室を認めます。

2番委員

(入室)

会長

続きまして、農地法第5条の規定による許可申請番号15以外について、承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。続きまして、議案第5号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第5号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

番号1 申請地：池戸字深谷 2筆 1, 783㎡

地 目：田2筆

変更前：平成30年8月10日から平成31年3月31日

変更後：平成31年6月10日から平成31年12月31日

番号1について説明します。

番号1については、当初申請地内にあった農道水路を外して太陽光パネルを設置するという計画でしたが、農道水路を外しての設置は困難ということが発覚したため、農道水路の払い下げを受けた後に申請地に含めて申請を行うもので、それに伴い事業の工期が遅れており、工期を9か月延長し、平成31年12月31日までに変更するものです。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

無いようでございますので採決に移りたいと思います。議案第5号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。続きまして、議案第6号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が18件、再設定が14件で合計32件になります。

総設定面積は67,953㎡となっています。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第

18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について報告します。

(農用地利用配分計画について朗読)

今月は12件で、総設定面積33,761㎡となっています。どの案件につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。以上になります。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第6号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第7号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について

番号1 申請地：氷上 3,949㎡

地 目：田

解約日：平成31年3月29日

解約理由：労力不足のため

番号1について、借り手の労力不足により解約するものです。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了といたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

平成31年4月 日

会長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____